別紙２

サービス提供の標準的な流れ

宅サービス計画作成等サービス利用申込み

▼

当社に関すること居宅サービス計画作成の手順、サービスの内容に関して大切な説明を行います

▼

居宅サービス計画等に関する契約締結

事業者の選定
当社と契約をするかどうかをお決めいただきます

※利用者は市役所へ【居宅サービス計画作成依頼届出書】の提出を行っていただきます。(提出代行可能)

▼

ケアマネジャーがお宅を訪問し、利用者の解決すべき課題を把握します

▼

地域のサービス提供事業者の内容や、料金等をお伝えし、
利用するサービスを選んでいただきます

利用者による
サービスの選択

▼

提供する居宅サービスに関して、居宅サービス計画の原案を作成します

▼

計画に沿ってサービスが提供されるよう
サービス提供事業者等とサービス利用の調整を行います

サービス利用に関して説明を行い、利用者やご家族の意見を伺い、同意をいただきます

▼

居宅サービス計画に沿って、サービス利用票、サービス提供票の作成を行います

▼

◆サービス利用◆

▼

利用者やご家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握を行い、
サービス提供事業者と連絡調整を行います

▼

毎月の給付管理票の作成を行い、国保連合会に提出します

▼

利用者の状態について、定期的な再評価を行います。
また、提供されるサービスの実施状況の把握を行います。

▼

居宅サービス計画の変更を希望される場合、
必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います。